

オレンジハートリハビリ訪問看護ステーション
(訪問看護・介護予防訪問看護)運営規程

(事業の目的)

- 第1条 株式会社オレンジハートが開設する、オレンジハートリハビリ訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。
- 2 この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護で、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者・要支援者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、主治医の医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- 2 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 3 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 4 運営基準においては、関連法令に加え兵庫県及び尼崎市の条例に遵守するものとする。尚、指定(介護予防)訪問看護の人員、設備及び運営に関する基準は、関連法令及び「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年12月21日条例第52号)」に遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。
- (1) 名称 オレンジハートリハビリ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市神田中通4丁目88番地4盛口ビル2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 1名
- ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 訪問看護師の管理
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
 - ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理
 - ⑦ 関係機関との連絡調整
 - ⑧ 事業計画、事業報告の作成
 - ⑨ 設備、備品等の衛生管理
 - ⑩ 管理事務処理並びに経理処理
- (2) 訪問看護師 保健師、正看護師又は准看護師 7名
- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
 - ② 訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
 - ③ 訪問看護実施内容の記録及び報告
 - ④ 必要に応じ主治医との連絡調整
 - ⑤ 管理者への協力
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 5名 ※必要に応じて雇用する。
- ① 在宅におけるリハビリテーション

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

- (1) 営業日 原則として月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、営業時間は常時連絡が可能な体制とする。
尚、介護保険上の緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケアの利用者に対しては24時間連絡が可能な体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書(以下「指示書」という。)により、看護師等が利用者を訪問して(介護予防)訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防)訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。
- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。料金表は別添の通りとする。

- 2 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- 3 利用料金は、原則として、金融機関への振込とするが、利用者の希望により1ヶ月毎に管理者及び経営者による集金も可能とする。
- 4 その他の利用料金は以下の通りとする。
 - (1) 指定(介護予防)訪問看護に要した交通費について
 - ① 通常の事業の実施地域(第11条に定める地域)を越えて行う場合には要した交通費の実費を徴収する。
 - ② 自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えてから、片道1km以上につき50円を徴収する。
- 5 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名、捺印をしてもらうこととする。
- 6 キャンセル料については、訪問日の前営業日の午後5時30分(営業終了時間)までに連絡があった場合及び急病等の止むを得ない理由の場合には、キャンセル料は徴収しないこととする。尚、それ以外の理由によりキャンセルが発生した場合には、キャンセル料を徴収することとし、サービス利用時の利用者負担額の20%を上限とするものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定(介護予防)訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

- 第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域)

- 第11条 指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域は、尼崎市、西宮市、伊丹市とする。

(研修による計画的な人材育成)

- 第12条 事業所は、適切な指定(介護予防)訪問看護が提供できるよう従業者の業務体制を整備すると共に従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて作成し、実施した研修の記録を保管すると共に、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価及び発生時の対応)

- 第13条 事業所は、その提供する指定(介護予防)訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するように務めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第14条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応について、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されると共に、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 2 事業所は、指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及びその事故対応処置について、記録を残すものとする。
 - 4 事業所は、指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人権の尊重)

- 第15条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定(介護予防)訪問看護を提供する。

(秘密の保持)

- 第16条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当時業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、指定(介護予防)訪問看護及びその他の介護サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(書類の保管)

第17条 事業所は、指定(介護予防)訪問看護に関する記録を整備し、当該サービス提供の完結した日から5年間保存するものとする。

(高齢者虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(暴力団等の影響の排除)

第19条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、その運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他の留意事項)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オレンジハートと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は令和2年12月1日から施行する。

令和6年4月1日第18条修正